

1、2才児の新入園児募集要項

1 3つの認定区分

- ・1, 2才児クラスで本園に入園される場合は、お子様の認定区分は、就業されているので3号認定になる
- ・3才児クラスに進級する時、就業されているので大半は2号認定になる

(1) 3号認定

お子様が満3才未満で「保育の必要な事由」に該当
(月64時間以上の勤務等)

(2) 2号認定

お子様が満3才以上で「保育の必要な事由」に該当
(月64時間以上の勤務等)

(3) 1号認定

お子様が満3才以上で、教育を希望されている場合
(専業主婦、月64時間未満の勤務等)

2 利用手続きの流れ

(1) 3号認定

- ・保護者自身が宝塚市等に「保育の必要性」の認定を申請及び施設の入園申込を行う
- ・宝塚市等から保護者に認定されると共に入園選考が行われる

* 3号認定の園児が3才児クラスに進級する時に、1号認定か2号認定を選択する手続きが必要となる
(大半は就業しているので2号認定を受けることになる)

(2) 2号認定

- ・3才児クラスになる時、引き続き自然幼稚園を利用する場合は手続きを園で行う
- ・自然幼稚園を通じて、宝塚市等にて2号認定の手続きを行う
- ・自然幼稚園を通じて宝塚市等から認定される

(3) 1号認定

- ・ 3才児クラスになる時、就業をやめる等の場合、1号認定となる。
- ・ 3才児クラスになる時、引き続き自然幼稚園を利用する場合は手続きを園で行う
- ・ 自然幼稚園を通じて、宝塚市等にて1号認定の手続きを行う
- ・ 自然幼稚園を通じて宝塚市等から認定される

3 保育料（保護者負担）

- ・ 宝塚市等が定める金額を自然幼稚園に支払う
- ・ 世帯の所得に応じて、保育料が異なる
- ・ 国から保育料が提示され、具体的な金額は宝塚市等で決定する市によって保護者負担額は異なる
- ・ 1号認定、2号認定、3号認定により保育料は異なる
2号認定及び3号認定においては、保育時間により、保育標準時間（11時間まで）と保育短時間（8時間まで）とに区分され、保育料は異なる
- ・ 多子減免等もある

* 各市よりの（補助・保護者負担額）については「募集要項」ページの
<別表>よりご確認下さい

4 保育料以外に実費徴収や上乗せ徴収がある

(1) 上乗せ徴収

- ・ 保護者は内容を承諾すれば、園から配付する同意書に署名捺印をする
- ・ 入園一時金 入園受入準備金と入園料
- ・ 毎月徴収分 教育準備費（リトミック、お茶、英語等）

入園一時金

3号認定の新入園児（1, 2才児クラスに入園）

入園受入準備金 8,000 円、入園料 7,000 円を支払う

3号認定の園児が3才児クラスになる時

つくし組から自然幼稚園の3年保育に進級する場合、

入園受入準備金 50,000 円、入園料 40,000 円を支払う

毎月徴収分

3号認定の新入園児（1，2才児クラスに入園） なし

3号認定の園児が3才児クラスになる時

2才児クラスから3才児クラスに進級する場合、3,000円を支払う

（2）実費徴収

- ・服、
- ・用品一式
- ・給食費
- ・保護者の会費
- ・バス スクールバス協力金と月のバス代
- ・預かり保育

服

3号認定の新入園児（1，2才児クラスに入園）

体操服、スモック、上靴等購入

3号認定の園児が3才児クラスになる時

夏と冬の制服等購入

用品代

3号認定の新入園児（1，2才児クラスに入園）

出席ノート、雑費袋、連絡帳、おたよりホルダー、せいさくちょう等

3号認定の園児が3才児クラスになる時、

クレヨン、粘土、自由画帳、お道具箱、カスタネット、通園バック等

給食費

3号認定の新入園児（1，2才児クラスに入園）は全て保育料に含まれる

3号認定の園児が3才児クラスになる時

2号認定の園児は主食代月1,000円以外は保育料に含まれる

1号認定は月4,500円支払う

保護者の会

3号認定の新入園児（1，2才児クラスに入園）は、月700円支払う

3号認定の園児が3才児クラスになる時
同額月700円支払う

バス スクールバス協力金と月のバス代
最初にバス協力金 20,000円
バス利用者は毎月バス代 3,400円

3号認定の新入園児（1，2才児クラスに入園）のバス通学はなし
3才児クラスより、利用可能

預かり保育

3号認定の新入園児（1，2才児クラスに入園）は
宝塚市等が定めた預かり保育料を支払う

（1）保育標準時間の場合

7時～18時までは保育料に含まれる

- ・18時～19時の預かり保育（延長保育）の月極めの場合
宝塚市在住の場合 基本保育料の9%
西宮市在住の場合 8,000円（定額）

- ・18時～19時のスポット価格
1回1,000円 上限8,000円

（2）保育短時間の場合

8時30分～16時30分までは保育料に含まれる

- ・7時～8時30分、16時30分～18時の月極め
宝塚市在住の場合 保育標準時間の保育料と保育短時間の保育料の差額
西宮市在住の場合 4,000円（定額）
- ・7時～8時30分、16時30分～18時のスポット価格
1回500円 上限4,000円

3号認定の園児が3才児クラスになる時

2号認定の園児は宝塚市等が定めた預かり保育料を支払う

1号認定は自然幼稚園で定めた預かり保育料を支払う（従来どおり）

以上